

重要事項説明書

Ver 1.3

記入年月日	2026 年 7 月 1 日
記入者名	大森 勝仁
所属・職名	ラ・ナシカこうふ 管理者
取込種別	2 修正
被災確認事業所番号	1900092002007

1 事業主体概要

種類	2 法人					
	※法人の場合、その種類		5 営利法人			
名称	かぶしきがいしゃ しだー (ふりがな)					
	株式会社 シダー					
法人番号	法人番号有無		1 有			
	法人番号		3290801004110			
主たる事務所の所在地	〒 802 - 0042					
	福岡県北九州市小倉北区足立二丁目1番1号					
連絡先	電話番号		093	-	932	- 7005
	FAX番号		093	-	932	- 7015
	メールアドレス		honsya @ cedar-web.com			
	ホームページ有無		1 有			
	ホームページアドレス		https://		www.cedar-group.co.jp	
代表者	氏名		座小田 孝安			
	職名		代表取締役			
設立年月日	1981	年	4	月	25	日
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)					

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)	ら・なしか こうふ			
		ラ・ナシカ こうふ			

所在地	〒 400 - 0061					
	山梨県甲府市荒川1丁目3番26号					
所在地（建物名等）						
市区町村コード	都道府県	山梨県	市区町村	192015 甲府市		
主な利用交通手段	最寄駅		甲府		駅	
	交通手段と所要時間		タクシーの場合：JR甲府駅よりタクシーで約10分 バスの場合：甲府駅南口バスターミナルより竜王駅行きバス乗車、荒川一丁目（保坂歯科医院）下車1分			
連絡先	電話番号		055	-	255	- 6233
	FAX番号		055	-	255	- 6236
	メールアドレス		rh-koufu @ cedar-web.com			
	ホームページ有無		1 有			
	ホームページアドレス		https://	www.cedar-group.co.jp		
管理者	氏名		大森 勝仁			
	職名		施設長			
建物の竣工日			2009	年	3	月 31 日
有料老人ホーム事業の開始日			2009	年	5	月 1 日

（類型）【表示事項】

類型	1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）					
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号	1990100230				
	指定した自治体名	甲府市				
	事業所の指定日	2009	年	5	月 1 日	
	指定の更新日（直近）	2021	年	5	月 1 日	

3 建物概要

	敷地面積	1421.08	m ²
		2 事業者が賃借する土地	
		2 事業者が賃借する土地の場合	
		賃貸の種別	1 普通賃借

土地	所有関係		抵当権の有無	2 なし					
			契約期間	1 あり					
				開始					
				2009	年	3	月	31	日
				終了					
				2039	年	4	月	30	日
		契約の自動更新	1 あり						
建物	延床面積	全体		998.22	m ²				
		うち、老人ホーム部分		998.22	m ²				
	耐火構造	2 準耐火建築物							
		3 その他の場合							
	構造	2 鉄骨造							
		4 その他の場合							
	所有関係	2 事業者が賃借する建物							
		2 事業者が賃借する建物の場合							
		賃貸の種別	1 普通貸借						
		抵当権の有無	2 なし						
		契約期間	1 あり						
			開始						
			2009	年	3	月	31	日	
			終了						
	2039	年	4	月	30	日			
	契約の自動更新	1 あり							
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室（縁故者個室含む）							
		2 相部屋ありの場合							
		最少	人部屋						
			最大	人部屋					
		トイレ	浴室	面積		戸数・室数	区分		
	タイプ1	1 有	2 無	18	m ²	24	3 介護居室個室		
	タイプ2	1 有	2 無	18.4	m ²	4	3 介護居室個室		
	タイプ3	1 有	2 無	18.5	m ²	1	3 介護居室個室		
	タイプ4				m ²				
	タイプ5				m ²				
	タイプ6				m ²				
	タイプ7				m ²				
タイプ8				m ²					

	タイプ 9				m ²		
	タイプ10				m ²		
共用施設	共用便所における 便房	2	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0	ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能な便房	1	ヶ所	
	共用浴室	1	ヶ所	個室	0	ヶ所	
				大浴場	1	ヶ所	
	共用浴室における 介護浴槽	1	ヶ所	チェアー浴	0	ヶ所	
				リフト浴	1	ヶ所	
				ストレッチャー浴	0	ヶ所	
				その他	0	ヶ所	
	食堂	1	あり				
	入居者や家族が利用 できる調理設備	2	なし				
エレベーター	2	あり（ストレッチャー対応）					
消防用設備 等	消火器	1	あり				
	自動火災報知設備	1	あり				
	火災通報設備	1	あり				
	スプリンクラー	1	あり				
	防火管理者	1	あり				
	防災計画	1	あり				
緊急通報装 置等	居室	1	全ての居室あり				
	便所	1	全ての便所あり				
	浴室	1	全ての浴室あり				
	その他						
その他	食堂兼機能訓練室（1階91.24m ² ）						

4 サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針	1. その人らしい生活が維持できることを目指します。 ※価値観や生活リズムを変えることなく、その人らしい生活が維持できるよう援助します。 2. 入居者様一人ひとりを尊重し合える人間関係を構築します。※入居者様は、人生の大先輩であるということを忘れない姿勢で援助します。 3. 健康管理並びに機能維持を図り、積極的に社会参加することを推進します。※目的をもってはつらつとした生活を目指します。
----------	--

運営に関する方針	4. 入居者様の人権・プライバシーを保護し、安心できる生活環境を整えます。※個人情報保護に努め、安心できる生活環境を提供します。 5. 身体拘束を廃止し、入居者様の自由を制限しないことに努めます。 ※どのような状況でも（生命に危険がない限り）、入居者様の意思の自由に配慮します。
サービスの提供内容に関する特色	機能訓練指導員、介護職員が共同して入居者様の心身に合わせた個別の運動プログラムを作り、元気にその人らしく生活できるよう支援します。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施
食事の提供	2 委託
洗濯・掃除等の家事の供与	1 自ら実施
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

（介護サービスの内容） ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無 ※1 「協力医療機関連携加算（Ⅰ）」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算（Ⅱ）」は、「協力医療機関連携加算（Ⅰ）」以外に該当する場合を指す。	入居継続支援加算（Ⅰ）	2 なし
	入居継続支援加算（Ⅱ）	2 なし
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	2 なし
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2 なし
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	2 なし
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	2 なし
	ADL維持等加算（Ⅰ）	2 なし
	ADL維持等加算（Ⅱ）	2 なし
	夜間看護体制加算（Ⅰ）	2 なし
	夜間看護体制加算（Ⅱ）	1 あり
	若年性認知症入居者受入加算	2 なし
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）（※1）	1 あり

※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。

協力医療機関連携加算（Ⅱ）（※1）		2	なし
口腔・栄養スクリーニング加算		2	なし
口腔衛生管理体制加算（※2）		2	なし
科学的介護推進体制加算		2	なし
退院・退所時連携加算		1	あり
退居時情報提供加算		1	あり
看取り介護加算（Ⅰ）		2	なし
看取り介護加算（Ⅱ）		2	なし
認知症専門ケア加算（Ⅰ）		2	なし
認知症専門ケア加算（Ⅱ）		2	なし
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		2	なし
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		2	なし
新興感染症等施設療養費		2	なし
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		2	なし
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		2	なし
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	1	あり
	（Ⅱ）	2	なし
	（Ⅲ）	2	なし
介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）	1	あり
	（Ⅱ）	2	なし
	（Ⅲ）	2	なし
	（Ⅳ）	2	なし
	（Ⅴ）（１）	2	なし
	（Ⅴ）（２）	2	なし
	（Ⅴ）（３）	2	なし
	（Ⅴ）（４）	2	なし
	（Ⅴ）（５）	2	なし
	（Ⅴ）（６）	2	なし
	（Ⅴ）（７）	2	なし
	（Ⅴ）（８）	2	なし
	（Ⅴ）（９）	2	なし
	（Ⅴ）（１０）	2	なし

		(V) (11)	2	なし
		(V) (12)	2	なし
		(V) (13)	2	なし
		(V) (14)	2	なし
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	2	なし		
	1	ありの場合		
		(介護・看護職員の配置率)		: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		☐	救急車の手配	
		☐	入退院の付き添い	
		☐	通院介助	
			その他	
	1	名称	医療法人 慶友会 城東病院	
		住所	甲府市城東4-13-15	
		診療科目	内科	
		協力科目	内科	
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり
		名称		
		住所		

協力医療機関	2	診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	
	3	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	
	4	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		

		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保		
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保		
	5	名称			
		住所			
		診療科目			
		協力科目			
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保		
				診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	
	新興感染症発生時に連携する医療機関	1	あり		
		1	ありの場合		
医療機関の名称			医療法人 慶友会 城東病院		
医療機関の住所			甲府市城東4-13-15		
協力歯科医療機関	1	名称			
		住所			
		協力内容			
	2	名称			
		住所			
		協力内容			

（入居後に居室を住み替える場合） ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		一時介護室へ移る場合	
		介護居室へ移る場合	
	○	その他	介護居室から別の介護居室に移る場合
判断基準の内容	入居者様に対してより適切な介護を提供するために必要と判断する場合には、サービスの提供場所を入居施設内において変更する場合があります。		
手続きの内容	変更の際は、次に掲げる手続きをとるものとします。 一 入居者様の意思を確認する。 二 入居者様の身元引受人の意思を聴く。 三 事業者の指定する医師の意見を聴く。 四 一定の観察期間をおく。 事業所の判断により介護居室を変更した場合、前居室の原状回復費は請求しません。ただし、入居者の希望により介護居室を変更した場合、前居室の原状回復費を請求します。		
追加的費用の有無	2 なし		
居室利用権の取扱い	居室の利用権が移行します。		
前払金償却の調整の有無	2 なし		
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり	
	便所の変更	2 なし	
	浴室の変更	2 なし	
	洗面所の変更	2 なし	
	台所の変更	2 なし	
		2 なし	
	その他の変更	1 ありの場合	
		(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2 なし	
	要支援の者	2 なし	
	要介護の者	1 あり	
留意事項	介護認定にて「自立」又は「要支援」と判断された場合は、退居になります。		
契約解除の内容	【入居契約書第34条】		
事業主体から解約を求 める場合	解約条項	入居契約書第34条 詳細については備考欄記載	
	解約予告期間	2	ヶ月
入居者からの解約予告期間	1		ヶ月
体験入居の内容	1 あり		
	1 ありの場合		
	(内容)	空室がある場合に体験入居が出来ます。 利用料金2泊3日 14,300円 5食食事付 消費税込み。電気代等は含みます	
入居定員	29		人
その他			

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		0.7
生活相談員	1	1		0.5
直接処遇職員	13	12	1	11
介護職員	10	9	1	8.1
看護職員	3	3		2.9
機能訓練指導員	1	1		0.1
計画作成担当者	1	1		0.5
栄養士				
調理員				
事務員	1	1		
その他職員	1	1		1
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				37.5 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	9	9	
実務者研修の修了者	5	4	1
初任者研修の修了者	6	6	
介護支援専門員	1	1	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			

言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間	（ 21 時 0 分 ～ 9 時 0 分 ）							
	平均人数				最少時人数（休憩者等を除く）			
看護職員	0		人		0		人	
介護職員	2		人		1		人	

（特定施設入居者生活介護等の提供体制）

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 （一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	d 3 : 1 以上	
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	2.3	: 1

※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 （外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

（職員の状況）

管理者	他の職務との兼務						1 あり				
	業務に係る 資格等		1 あり								
			1 ありの場合								
			資格等の名称				介護福祉士				
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
に業 応務 じに た従 職事 員の た人 経験 年数	1 年未満			1						
	1 年以上 3 年未満				1					
	3 年以上 5 年未満									
	5 年以上 10 年未満	1		3				1		
	10 年以上	2		5		1				1
従業者の健康診断の実施状況		1 あり								

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		1 利用権方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】		2 一部前払い・一部月払い方式	
		4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択	
		☐	全額前払い方式
		☐	一部前払い・一部月払い方式
		☐	月払い方式
年齢に応じた金額設定		2 なし	
要介護状態に応じた金額設定		2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		1 減額なし	
		3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合	
		不在期間が 日以上	
利用料金の改定	条件	介護保険法の改定又は公租公課及び物価並びに経済情勢の変動があった場合	
	手続き	【入居契約書第31条】事業者は、月額利用料及び食費並びに入居者が事業者に支払うべきその他の費用の額を改定することがあります。事業者は、費用の改定にあたっては、介護保険法の改定又は公租効果及び物価並びに経済情勢の変動等もしくは事業者が雇用する従業者の人件費の増加等を勘定し運営推進会議において入居者に説明した上で行うものとします。改定にあたっては、事業者は入居者並びに身元引受人等に事前に通知します。	

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン 1		プラン 2	
入居者の状況	要介護度		要介護 2		要介護 5	
	年齢		95	歳	92	歳
居室の状況	床面積		28	m ²	18	m ²
	便所		1	有	1	有
	浴室		2	無	2	無
	台所		2	無	1	有
入居時点で必要な費用	前払金		0	円	3,300,000	円
	敷金		100,000	円	100,000	円
月額費用の合計			245,501	円	196,768	円
家賃			72,000	円	17,000	円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用		19,621	円	25,888	円
	介護保険外※2	食費	69,180	円	69,180	円
		管理費	68,200	円	68,200	円
		介護費用	0	円	0	円
		光熱水費	16,500	円	16,500	円
		その他		円		円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃	賃貸借契約に基づく賃借料と近隣の家賃相場及び経年劣化による借主負担の修繕積立金を勘案した上で算定しております。
敷金	家賃の 1.3 ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。

管理費	共用部分の照明、空調、車両費、保険料等、日常業務にかかる事務員費、消耗品費、事務用品費、通信費、共用部分の清掃費、ゴミの収集費、植栽管理、環境美化等の実費費用を見込んでおり、入居者に対し応分の費用負担を加味し算定しております。
食費	給食業者との給食委託契約に基づき、満室等の入居者数に対しての実費の費用を見込んでおり、入居者に対し応分の費用負担を加味し算定しております。朝食637円、昼食745円、夕食924円（税込） ※1ヶ月30日計算。※朝食・昼食は軽減税率8%適用
光熱水費	居室の水道代（トイレ・洗面所）及び電気代（家電品・エアコン）等の実費費用を見込んでおり、入居者に対し応分の費用負担を加味して算定しております。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	詳細については備考欄記載

特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	家賃の前払金として前受家賃を算定しています。平均居住年数を5年と見積もっており、前受家賃は60回で償却します。未経過分については入居契約書の「返還金の算定方法」に基づき返還いたします。
想定居住期間（償却年月数）	60ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	なし円
初期償却率	なし%
返還金の算	入居後3月以内の契約終了 前受家賃について、入居期間中の家賃分日額 (U) 933円 (V) 1,833円 は差し引いた残額を返還いたします。

定方法	入居後 3 月を超えた契約終了	詳細については備考欄記載
前払金の保 全先	3 信託契約を行う信託会社等	
	1 全国有料老人ホーム協会以外の場合	
	名称	株式会社朝日信託 入居一時金保全信託

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	5	人
	女性	24	人
年齢別	65歳未満	0	人
	65歳以上75歳未満	0	人
	75歳以上85歳未満	2	人
	85歳以上	27	人
要介護度別	自立	0	人
	要支援 1	0	人
	要支援 2	0	人
	要介護 1	2	人
	要介護 2	8	人
	要介護 3	8	人
	要介護 4	11	人
	要介護 5	0	人
入居期間別	6 ヶ月未満	5	人
	6 ヶ月以上 1 年未満	5	人
	1 年以上 5 年未満	14	人
	5 年以上10年未満	4	人
	10年以上15年未満	1	人
	15年以上	0	人

（入居者の属性）

平均年齢	93	歳
入居者数の合計	29	人
入居率※	100	%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。		

（前年度における退去者の状況）

退居先別の人数	自宅等	0	人
	社会福祉施設	2	人
	医療機関	9	人
	死亡	3	人
	その他	0	人
生前解約の状況	施設側の申し出	0	人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	11	人
		(解約事由の例) 入院継続・療養型病院入院・他施設	

8 苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情に対応する窓口等の状況）

窓口1										
窓口の名称			ラ・ナシカ こうふ 担当：管理者 大森 勝仁							
電話番号			055	-	255	-	6233			
対応している時間	平日		8	時	30	分	～	17	時	0 分
	土曜		8	時	30	分	～	17	時	0 分
	日曜・祝日		8	時	30	分	～	17	時	0 分
定休日			なし							

窓口2											
窓口の名称			株式会社シダー 本社総務部								
電話番号			093	-	932	-	7005				
対応している時間	平日		8	時	30	分	～	17	時	0	分
	土曜		8	時	30	分	～	17	時	0	分
	日曜・祝日			時		分	～		時		分
定休日			日曜日								
窓口3											
窓口の名称			山梨県国民健康保険団体連合会								
電話番号			055	-	233	-	9201				
対応している時間	平日		9	時	0	分	～	16	時	0	分
	土曜			時		分	～		時		分
	日曜・祝日			時		分	～		時		分
定休日			土・日・祝日定休								
窓口4											
窓口の名称			甲府市役所長寿介護課								
電話番号			055	-	233	-	5613				
対応している時間	平日		8	時	30	分	～	17	時	15	分
	土曜			時		分	～		時		分
	日曜・祝日			時		分	～		時		分
定休日			土・日・祝日定休								
窓口5											
窓口の名称											
電話番号				-		-					
対応している時間	平日			時		分	～		時		分
	土曜			時		分	～		時		分
	日曜・祝日			時		分	～		時		分
定休日											

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	1	あり
	1	ありの場合

損害賠償責任保険の加入状況		その内容	損害保険ジャパン株式会社
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	2	なし	
	1	ありの場合	
		その内容	事故対応のマニュアル
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1	あり	
	1	ありの場合	
		実施日	随時実施。意見は運営推進会で報告
		結果の開示	1 あり
第三者による評価の実施状況	2	なし	
	1	ありの場合	
		実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1	入居希望者に公開
管理規程	1	入居希望者に公開
事業収支計画書	3	公開していない
財務諸表の要旨	1	入居希望者に公開
財務諸表の原本	1	入居希望者に公開

10 その他

	1	あり
	1	ありの場合

運営懇談会	(開催頻度) 年 6 回	
	2 なしの場合	
	1 代替措置ありの場合	
	(内容)	
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	1 あり
	指針の整備	1 あり
	研修の定期的な実施	1 あり
	担当者の配置	1 あり
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	1 あり
	指針の整備	1 あり
	研修の実施	1 あり
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと	1 あり
		1 ありの場合
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画 (BCP)	1 あり
	災害に関する業務継続計画 (BCP)	1 あり
	職員に対する周知の実施	1 あり
	定期的な研修の実施	1 あり
	定期的な訓練の実施	1 あり

		定期的な業務継続計画の見直し	1 あり
提携ホームへの移行 【表示事項】		2 なし	
		1 ありの場合	
		提携ホーム名	
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1項 に規定する届出		1 あり	
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1 項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅の登録		2 なし	
有料老人ホーム設置運営 指導指針「5. 規模及び 構造設備」に合致しない 事項		2 なし	
		1 ありの場合	
		合致しない事項が ある場合の内容	
		「6. 既存建築物 等の活用の場合等 の特例」への適合 性	
有料老人ホーム設置運営 指導指針の不適合事項			
	不適合事項がある 場合の内容		

備考

事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に本契約を解除することがあります。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
- 二 家賃又は管理費その他の費用の支払いを正当な理由なく、2か月以上滞納するとき
- 三 第24条（禁止又は制限される行為）の規程に違反したとき
- 四 身体に著しい変化があり、医療依存度が施設対応不可能判断したとき
- 五 入居者の行動が、集団生活を営むことが困難な状態であり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止あるいは調節することができないとき
- 六 入居者が自分自身を傷つけたり他人に危害を加えたりする行為がみられたとき
- 七 身元引受人が不在もしくは連絡がとれなくなったとき
- 八 入居者が長期の外出（60日以上）をするとき
- 九 入居者及びその関係者が当社の運営を著しく妨害する行為がみられたとき
- 十 入居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める指定暴力団または指定暴力団連合（以下「指定暴力団等」という）の構成員及びその周辺の者であることが明らかになったとき、または指定暴力団等及び反社会的勢力との取引が明らかになったとき
- 十一 入居者又は身元引受人等が保証会社との協議に応じないとき

2前項第一号から第七号の規定に基づく契約の解除は事業者は次の各号の手続きによって行います。

- 一 契約解除の通告については緊急性がある場合を除き60日の予告期間をおく
- 二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
- 三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等その他関係者・関係機関と協議し移転先の確保について協力する、

3 本条第1項第四号から第六号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行います 一 医師の意見を聴く 二 一定の観察期間をおく

【入居契約書第35条】入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができます。解除の申し入れは、事業者の定める「退居届（解約届）」を事業者に届け出るものとします。

2 入居者が前項の「退居届（解約届）」を提出しないで居室を退居した場合には、事業者が入居者の退居の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって本契約は解除されたものとします。

6、入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い ・水光熱費（日割）・家賃、管理費（月額） 利用料金 ※要介護度に応じて介護費用の負担割合に応じた額を徴収する。 介護保険の自己負担分（負担金に応じた額）

●1割	●2割	●3割
要介護1：17,553円	35,105円	52,657円
要介護2：19,621円	39,242円	58,863円
要介護3：21,781円	43,562円	65,343円
要介護4：23,758円	47,516円	71,274円
要介護5：25,888円	51,775円	77,663円

金額については1ヶ月を30日として、地域区分（7級地1単位＝10.14円）で計算しています。

※自己負担分には、サービス提供体制強化加算Ⅰ、夜間看護体制加算（Ⅱ）を含みます。 ※別に介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ（所定単位数の159/1000）の自己負担分も徴収させていただきます。 ※要件に該当した場合は別に、協力医療機関連携加算（1月100単位又は1月40単位）、退居時情報提供加算（250単位）退院・退所時連携加算（1日30単位・入居日から30日間）の自己負担金も徴収させていただきます。

返還金の算定方法 前受家賃について入居期間中の家賃分日額 (U)933円 (V)1,833円は差し引い

た残額を交換いたします。(①敷金(10万円) - (原状回復費、利用料の未払い金) ②前受家賃
 (U) 1,680,000円 償却額: 月額28,000円(日額933円)
 $168万円 - \{ (利用月数 - 2ヶ月) \times 28,000円 + (償却起算月と契約解除月の利用日数 \times 933円) \}$
 (V) 3,300,000円 償却額: 月額55,000円(日額1,833円) $330万円 - \{ (利用月数 - 2ヶ月) \times 55,000円 + (償却起算月と契約解除月の利用日数 \times 1,833円) \}$ *「利用月数」は、償却起算月と契約解除月を含め、暦月で数えます。*償却起算月と契約解除月の日割計算は、退居時に精算します。
 *償却起算日が1日の場合及び契約解除日が月末日の場合は、暦月の日数にかかわらず、月額の償却となります。
 *居室明け渡しまでの日割り計算に基づく家賃、管理費、水光熱費及び原状回復費(経年劣化を除く)、利用料金等の未払い金を差し引きます。
 (E) 1,404,000円 償却額: 月額39,000円(日額: 1,300円)
 $1,404,000円 - \{ (利用月数 - 2ヶ月) \times 39,000円 + (償却起算月と契約解除月の利用日数 \times 1,300円) \}$
 *「利用月数」は、償却起算月と契約解除月を含め、暦月で数えます。*償却起算月と契約解除月の日割計算は、退居時に精算します。*償却起算日が1日の場合及び契約解除日が月末日の場合は、暦月の日数にかかわらず、月額の償却となります。
 *居室明け渡しまでの日割計算に基づく家賃、管理費、水光熱費及び現状回復費(経年劣化を除く)、利用料金等の未払い金を差し引きます。
 その他のサービス サービス提供記録等の複写物にかかる費用 1ページ 20円 ・食事については前日17:00までキャンセル可能・在宅酸素電気代 4,950円
 ※3居室にあるテレビ等のNHK受信料については、入居者が個々で契約して負担してください。□

添付書類: 別添1(別の実施する介護サービス一覧表)
 別添2(個別選択による介護サービス一覧表)

※ _____ 様

説明年月日 _____ 年 月 日

説明者署名 _____

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。